

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和6年4月1日時点)

所管局：財務局

| | |
|------------|---|
| 機関名称 | 東京都土地収用事業認定審議会 |
| 機関種別 | 附属機関 |
| 設置根拠法令等 | 土地収用法第34条の7 東京都土地収用事業認定審議会条例第1条 |
| 設置年月日 | 2002-07-10 |
| 機関の目的・所掌内容 | 土地収用法第20条に基づき東京都が事業の認定を行うに当たり、第三者機関の意見を聴くことより公正性や透明性等の向上を図る。 |
| 委員数 | 7名 (うち、女性委員数3名) |
| 会議公開 | 非公開 |
| 会議非公開理由 | 東京都土地収用事業認定審議会条例第7条第5項において、公開しない旨規定されているため。 |
| 議事録公開 | 公開 |
| 議事録非公開理由 | 以下の理由から一部非公開としている。・個人のプライバシーの保護のため ・公正な行政執行の確保のため・委員の率直な意見の交換、意思決定の中立的判断を損ねないようにするため |
| 備考 | |
| HPのURL | https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kouyu/shingikai/jigyounintei/shingi.html |
| 問い合わせ先 | 財務局 財産運用部 管理課 電話番号：03-5388-2694 |